

令和8年度サービス・活動C(短期集中予防サービス)導入支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務委託を行う目的

生活機能の低下がみられる高齢者に対し、保健・医療の専門職が3ヶ月程度の期間限定で集中的にリハビリやプログラムを提供し、心身機能だけでなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも行うことで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につながる介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動Cに取り組む(予定を含む。)市町に対して、研修や訪問、助言等により一定期間の支援を行うなどサービス・活動Cに係るサービス提供体制の構築支援を行い、フレイル・要支援状態に陥った高齢者に対する自立支援の取組を促進することを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、「令和8年度サービス・活動C(短期集中予防サービス)導入支援事業業務」を委託すべき事業者を選定するために実施する。

3 委託業務の概要

- (1)委託事業名:令和8年度サービス・活動C(短期集中予防サービス)導入支援事業
- (2)委託内容 :令和8年度サービス・活動C(短期集中予防サービス)導入支援事業業務委託仕様書(別添)のとおり
- (3)委託期間 :契約日から令和9年3月31日(水)までとする。

4 委託上限額 3,487,462円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1)本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4)三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- (5)三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6)委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

6 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1)提出書類

企画提案コンペ参加資格申請兼誓約書(第1号様式)……1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類(コピー可)を含む。

※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状(第2号様式)も1部添付すること。

- (2)提出期限 令和8年5月14日(木)17時まで(必着)
(3)提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県医療保健部長寿介護課地域包括ケア推進班(三重県庁4階)
(4)提出方法

上記提出場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。)

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

7 参加資格確認結果の通知

上記の参加資格確認結果を全ての企画提案コンペ参加申込者宛て、メールで通知する。

参加資格確認結果通知日:令和8年5月27日(水)17時まで

8 企画提案資料の提出等

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にあつては、下記により、企画提案書等を作成して提出してください。

(1)提出資料

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

- (2)提出期限 令和8年6月1日(月)16時まで(必着)
(3)提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県医療保健部長寿介護課地域包括ケア推進班(三重県庁4階)

(4)提出方法

上記提出場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。)

なお、郵送又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

9 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1)質問の受付期間

令和8年5月8日(金)12時まで(必着)

(2)質問の提出

質問は、文書(任意様式、ただし規格はA4版)にて行うものとし、電子メールにて提出(宛先:chojus@pref.mie.lg.jp)するものとする。また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。なお、担当所属あて電話により電子メール受理の確認を行うこと。

(3)質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問・ 積算に関する内容
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

令和8年5月12日(火)10時までに、原則三重県のホームページに掲載する。

9 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、令和8年度サービス・活動C(短期集中予防サービス)導入支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの評価項目は以下のとおり。

- ・目的・仕様の理解
- ・実施体制・スケジュール
- ・サービス提供体制の構築
- ・専門性
- ・事例の横展開
- ・見積書

(2) プレゼンテーションは行いません。

(3) 企画提案コンペの結果通知

令和8年6月10日(水)17時までに通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないことの証明)」「(所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)

11 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下、これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4)契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

17 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

18 その他

(1)企画提案資料の作成に必要な費用については、提案者の負担とし、提出のあった企画提案資料等の資料は返却しない。

(2)提出のあった企画提案資料等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(3)契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4)成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(5)委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報

の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下「個人情報保護法」という。)第 66 条第 2 項及び第 67 条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修の必要性があるので留意すること。

(6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。

カ 見積額が委託上限額を超えているとき。

キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

21 担当所属

三重県医療保健部長寿介護課 地域包括ケア推進班 石見、後藤

〒514-8570 津市広明町 13 番地

TEL 059-224-3327

FAX 059-224-2919

E-mail chojus@pref.mie.lg.jp